

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500518号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500100号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成28年10月1日から令和3年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年10月から平成30年8月までの標準報酬月額については20万円から34万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については19万円から34万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については18万円から34万円、令和2年1月から令和3年11月までの標準報酬月額については15万円から34万円とする。

平成28年10月から令和3年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月から令和3年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年10月1日から平成29年9月1日までの期間及び令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年10月から平成29年8月までの標準報酬月額については36万円、令和元年8月の標準報酬月額については44万円とする。

平成28年10月から平成29年8月まで及び令和元年8月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑩までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和43年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成28年10月1日から令和3年12月1日まで
② 平成27年12月25日
③ 平成27年12月25日
④ 平成28年7月28日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成29年7月28日
⑦ 平成29年12月28日
⑧ 平成30年12月10日
⑨ 令和元年7月26日
⑩ 令和元年8月28日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が、同社の誤った届出により、実際に支払われた給与より低く記録されている。また、請求期間②から⑩までに支払われた給与については、同社が届出を行っておらず、標準給与額の記録がなかった。その後、A社から、請求期間①から⑩までの記録を訂正する届出が行われたが、当該期間は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。調査の上、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から⑩までの標準給与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された給与明細一覧表及び賃金台帳（以下「給与資料」という。）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年10月から令和3年11月までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年1月23日受付及び令和7年7月14日受

付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年10月1日から令和3年12月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成28年10月1日から平成29年9月1日までの期間及び令和元年8月1日から同年9月1日までの期間について、給与資料により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成28年10月1日から平成29年9月1日までの期間及び令和元年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与資料により確認できる本来の報酬月額から、平成28年10月から平成29年8月までは36万円、令和元年8月は44万円とすることが必要である。

なお、平成28年10月から平成29年8月まで及び令和元年8月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑩までについて、A社の事業主から提出された賃金台帳、賞与明細一覧表、給与所得に対する源泉徴収簿及び賞与明細書並びにC市から提出された給与支払報告書及び所得照会回答用証明(以下「賞与資料」という。)により、請求者は、当該期間に同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額(請求期間②及び③に係る賞与の支払は同一月内であるため賞与額を合算した額に見合う標準賞与額)に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑩までの標準賞与額については、賞与資料により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑩までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和7年7月28日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額
②	平成27年12月25日	68万9,000円	67万5,000円	67万5,000円
③	平成27年12月25日			
④	平成28年7月28日	34万5,000円	35万2,000円	34万5,000円
⑤	平成28年12月21日	34万5,000円	34万5,000円	34万5,000円
⑥	平成29年7月28日	34万6,000円	34万9,000円	34万6,000円
⑦	平成29年12月28日	34万6,000円	34万6,000円	34万6,000円
⑧	平成30年12月10日	45万2,000円	45万2,000円	45万2,000円
⑨	令和元年7月26日	62万9,000円	62万9,000円	62万9,000円
⑩	令和元年8月28日	62万9,000円	62万9,000円	62万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500519号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500101号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における平成28年10月1日から令和3年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年10月から平成30年8月までの標準報酬月額については20万円から26万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については19万円から26万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については18万円から26万円、令和2年1月から令和3年11月までの標準報酬月額については15万円から26万円とする。

平成28年10月から令和3年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月から令和3年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年10月1日から平成29年9月1日までの期間、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間及び令和2年9月1日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年10月から平成29年8月までの標準報酬月額については28万円、令和元年8月の標準報酬月額については32万円、令和2年9月から令和3年8月までの標準報酬月額については30万円とする。

平成28年10月から平成29年8月まで、令和元年8月及び令和2年9月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間②から⑩までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 1 日まで
② 平成 27 年 12 月 25 日
③ 平成 27 年 12 月 25 日
④ 平成 28 年 7 月 28 日
⑤ 平成 28 年 12 月 21 日
⑥ 平成 29 年 7 月 28 日
⑦ 平成 29 年 12 月 28 日
⑧ 平成 30 年 12 月 10 日
⑨ 令和元年 7 月 26 日
⑩ 令和元年 8 月 28 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が、同社の誤った届出により、実際に支払われた給与より低く記録されている。また、請求期間②から⑩までに支払われた給与については、同社が届出を行っておらず、標準給与額の記録がなかった。その後、A社から、請求期間①から⑩までの記録を訂正する届出が行われたが、当該期間は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②から⑩までの標準給与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された給与明細一覧表及び賃金台帳（以下「給与資料」という。）により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 10 月から令和 3 年 11 月までについて、請求者の健康保険厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年1月23日受付及び令和7年7月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年10月1日から令和3年12月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成28年10月1日から平成29年9月1日までの期間、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間及び令和2年9月1日から令和3年9月1日までの期間について、給与資料により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成28年10月1日から平成29年9月1日までの期間、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間及び令和2年9月1日から令和3年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与資料により確認できる本来の報酬月額から、平成28年10月から平成29年8月までは28万円、令和元年8月は32万円、令和2年9月から令和3年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、平成28年10月から平成29年8月まで、令和元年8月及び令和2年9月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑩までについて、A社の事業主から提出された賃金台帳、賞与明細一覧表、給与所得に対する源泉徴収簿及び賞与明細書（以下「賞与資料」という。）により、請求者は、当該期間に同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額（請求期間②及び③に係る賞与の支払は同一月内であるため賞与額を合算した額に見合う標準賞与額）に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑩までの標準賞与額については、賞与資料により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑩までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年7月

28日受付) し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額
②	平成27年12月25日	53万8,000円	52万8,000円	52万8,000円
③	平成27年12月25日			
④	平成28年7月28日	27万円	27万6,000円	27万円
⑤	平成28年12月21日	27万円	27万円	27万円
⑥	平成29年7月28日	27万1,000円	27万3,000円	27万1,000円
⑦	平成29年12月28日	27万1,000円	27万1,000円	27万1,000円
⑧	平成30年12月10日	35万3,000円	35万3,000円	35万3,000円
⑨	令和元年7月26日	49万3,000円	49万3,000円	49万3,000円
⑩	令和元年8月28日	49万3,000円	49万3,000円	49万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500720号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500042号

第1 結論

昭和58年7月から昭和62年3月までの請求期間及び平成11年4月から平成14年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年7月から昭和62年3月まで
② 平成11年4月から平成14年3月まで

請求期間①について、年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」である昭和58年7月30日にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、納期限内に数か月分ずつまとめて、C駅周辺の銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたが、国の記録では、当該期間の保険料が未納と記録されている。

請求期間②について、会社退職後の平成10年9月1日にB区役所で国民年金の加入手続を行った際に、現在の収入では平成10年度の保険料免除の承認はされず、翌年度の免除についても、平成10年1月から同年8月までの収入では承認されないと言われたため、平成14年度の免除の申請を行うまでは、請求期間①の時と同様に、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたが、国の記録では、請求期間②が申請免除と記録されている。

以上のことから、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、年金手帳に記載されている昭和58年7月30日にB区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在は基礎年金番号に統合済み。)に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日は、昭和62年2月16日と記載されていること、ii) 請求者が保有する年金手帳に記載された国民年金番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日が昭和62年2月中であることから、請求者の加入手続が行われた時期は、同年2月頃と推認でき、請求者の主張する加入手続時期と相違している。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、C駅周辺の銀行の窓口で数か月分

ずつまとめて納期限内に納付していた旨主張しているが、前述の加入手続時期（昭和 62 年 2 月頃）まで、請求者は国民年金に未加入であり、当該加入手続をするまでは納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者は、会社退職後の平成 10 年 9 月 1 日に B 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際に、現在の収入では平成 10 年度の保険料免除の承認はされず、翌年度の免除についても、平成 10 年 1 月から同年 8 月までの収入では承認されないと言われたため、平成 14 年度の免除の申請を行うまでは、請求期間①の時と同様に銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、平成 12 年から平成 14 年当時に作成された A 市の国民年金被保険者収滞納一覧表において、請求期間②は申請免除の承認期間として記録されていることが確認できる。

また、請求期間②は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

- 3 請求期間①及び②について、請求者が居住していたとする A 市 B 区は、保存期限経過のため、請求者の国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付状況が確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。